

## 歩くべあきた健康づくり事業協賛要綱

〔 令和6年4月1日  
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩くべあきた健康づくり事業（以下「事業」という。）の趣旨に賛同する法人その他団体（以下「企業等」という。）が、事業に協賛する際に必要な事項について定めるものとする。

(協賛の定義)

第2条 この要綱において「協賛」とは、企業等が秋田市（以下「市」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

事業の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

(協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、毎年度4月1日から10月31日までとする。

(物品協賛の内容等)

第4条 協賛物品の具体的な内容、条件等は、協賛を申し出た企業等と保健予防課が協議して決定するものとする。

(協賛の申込み等)

第5条 協賛の申込みは、歩くべあきた健康づくり事業協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出して行うものとする。

2 申込書の提出があった場合において、第10条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申込書を速やかに受理し、申込者に対し歩くべあきた健康づくり事業協賛申込受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）によりその旨を通知する。

(協賛金の納入等)

第6条 資金協賛の申込みに対し前条第2項の規定による通知を受けた企業等は、受理書とともに送付される納入通知書により、市が指定する受

入れ口座へ協賛金を納入するものとする。

2 市は、協賛金を受納した場合、受領書を発行する。

(協賛物品の受納等)

第7条 物品協賛の申込みに対し第5条第2項による通知を受けた企業等は、市が指定する方法により、指定する場所に協賛物品を納品するものとする。

(企業等のPR)

第8条 協賛金の納入又は協賛物品の納品を行った企業等(以下「協賛企業等」という。)について、事業に係る広告媒体、本市ホームページ等に企業等の名称を掲載し、周知を図るものとする。

2 協賛企業等の周知期間は、協賛の申込みを行った日の属する年度の末日までとする。

(企業等による表示)

第9条 協賛企業等は、協賛金の納入又は協賛物品の納品を行った日の翌日から当該年度の末日までの間、事業に協賛している旨の表示をすることができる。

(協賛申込書の不受理等)

第10条 申込者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、申込書を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する者

(4) 事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者

(5) その他市長が不相当と判断するもの

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。